

クーポン

利用案内



所在地 中央区宮の森1274
営業時間 ①大倉山展望台・リフトは8時30分～18時、②ウィンタースポーツミュージアムは9時～18時。いずれも季節により時間の変更あり
費用 ①は往復500円、小学生以下300円。②は600円、中学生以下無料
交通機関 地下鉄東西線「円山公園」駅下車、2番出口から円山バスターミナルへ。JRバス「円14荒井山線」乗車、「大倉山競技場入口」下車、徒歩約10分
駐車場 113台（無料）
ホームページ okura.sapporo-dc.co.jp
詳細 大倉山 ☎641-8585

飛ぶ、滑る、回る。 冬のスポーツを体感しよう！

ジャンプ競技場に隣接する「ウィンタースポーツミュージアム」。スキーの歴史に関する貴重な資料などが見られるほか、屋内で冬の競技を臨場感たっぷりに疑似体験できます。



スキージャンプ

大空へ“ふわっ”と飛び出す感覚はスリル満点！

急斜面のジャンプ台を滑り降り、着地までの迫力ある光景が大画面に広がります。踏み切りのタイミングで飛距離が変わるよ。



ボブスレー

氷壁の中を滑る疾走感を味わおう

時速100km以上で滑り抜ける選手目線の映像を再現。そくそくするほどのスピードが体感できるよ。

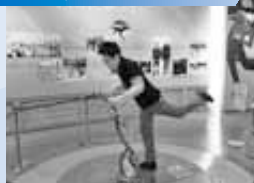
お宝発見！

聖火トーチ



札幌オリンピックの聖火リレーで実際に使われたトーチを展示。触ることができるので、持って重さを確かめてみよう。

フィギュアスケート



気分はトップスケーター

ポールにつかまりながらクルクル回転。ポーズを決めて氷上を華麗に舞う選手になりきろう！

クロスカントリー



みんなで競走してみよう！

雪上のマラソンといわれるクロスカントリー。スキー板を前後に滑らせて競走してみよう。よーいドン！

※スキージャンプ、クロスカントリー、フィギュアスケートの対象は小学生以上

もいわ山催し

<紅葉散歩>

紅葉の見頃に合わせてフォトコンテストなどのイベントを開催。詳しくはお問い合わせを。

☎10/12(土)～20(日)。
問もいわ山ロープウェイ ☎561-8177

<森林観察登山>

☎所10/20(日) 9時～12時。悪天時中止。集合はもいわ山山麓駐車場。
対 小学生以上の方30人。小学3年以下の方は保護者同伴。500円。
申 上欄必要事項を記入し、10/11(金)からりんゆう観光 ☎742-4233、FAX731-1456)へ。(先着)
問 観光企画課 ☎211-2376



☎11月24日(日)。

水泳競技会兼泳力検定会



スレジャーツ

問 高齢福祉課 ☎(211) 2976

西区会場 10月22日(火)13時30分～15時40分。孤立しない生き方とは。時の話題・心を育てる。西区民センター(西区琴似2の7)。
南区真駒内幸町2)。

南区会場 10月24日(木)13時30分～15時40分。原始伝典「ダンマパダ」。月寒を歌う黄金コンビの歌。南区民センター(豊平区月寒中央通7)。

豊平区会場 10月17日(木)13時30分～15時40分。日本の古地名とアイヌ語。北海道の歌謡曲・道東編。月寒公民館(豊平区月寒中央通7)。
社会福祉総合センター(中央区大通西19)。

分)15時50分。「竹取物語」を読む。漢詩吟詠・発音の要点。

さっぽろ菊まつり

☎11月1日(金)～4日(休)。
所 駅前通地下歩行空間、地下街オーロラタウン。
△開会式▽
☎11月1日(金)11時。

所 駅前通地下北3条広場。

△市民ボランティア募集▽
☎11月1日(金)～4日(休)。

対 15歳以上(中学生を除く)の方各日10人。
申 はがき、☎、FAX、E。上欄必要事項を記入し、10月22日(火)(消印有効)まで。(抽選)

申込先 問 観光協会(〒060-0001 中央区北1西2経済センタービル内、FAX(231)1970、E even1@star.or.jp) ☎(281)6400

クーポン

**申し込み時の
必要事項**

- ① 行事名(希望する日時・曜日・会場・コースなども) ② 住所(郵便番号も) ③ 氏名(ふりがな) ④ 年齢
⑤ 電話番号(ファクスの方はファクス番号、メールの方はEメールアドレスも) ⑥ 学校名・学年(児童・生徒のみ)
⑦ 返信先(往復はがきの場合) ※申し込みは1人(1組)1通です

モエレ沼公園から

営業時間の変更

△レンタサイクル 10月15日(火)～11月4日(休)9時～16時。ガラスのピラミッド 11月4日(休)～来年3月31日(月)の平日9時～17時、土・日曜、祝日9時～19時。毎週月曜休館。
△秋の公園散策



△樹木の紅葉や木の実の解説。①10月20日(日)、②26日(土)。いずれも10時～12時。
△小学生以上の方15人。小学生は保護者同伴。100円。
△FAX。上欄必要事項を記入し、①は10月18日(金)、②は24日(木)まで。抽選。HP
△モエレクラフト
△落ち葉や木の実で作品作り。①11月2日(土)10時～12時。定員50人。小学3年以下の方は保護者同伴。300円。
△当日会場へ直接。(先着)
△冬囲い体験会
①11月9日(土)10時～12時。対小学生以上の方10人。小学生は保護者同伴。100円。

△FAX。上欄必要事項を記入し、10月15日(火)から。(先着)HP
△申込先 沼公園(東区モエレ沼公園) (790) 1233
1、FAX (792) 2595、HP

市民スポーツ賞の候補者推薦

推薦対象スポーツの普及進展に貢献した個人や団体か、平成24年11月1日～25年10月31日(木)に各種競技大会で全国優勝など優秀な成績を収めた個人やチーム。他薦のみ。
△企画事業課(中央区北2西2STV北2条ビル内)、区役所で配布中の推薦書を、11月5日(火)(必着まで)。
△企画事業課(211)3044

スポーツ振興基金助成金

△①冬季スポーツの振興を目的に、市民対象の大会や講習会を開催する団体、②国外のスポーツ大会や青少年を対象とした全国大会に参加する団体・個人。
△企画事業課(中央区北2西2STV北2条ビル内)で配布中の申請書を、①は10月31日(木)、②は大会参加日の2週間前(いずれも必着)まで。
△企画事業課(211)3044

シルバークラブ倶楽部

△定山溪地区を散策。昼食、温泉入浴、送迎付き。
①10月31日(木)9時～15時30分。対60歳以上の方20人。

△3千円。

△はがきの上欄必要事項を記入し、10月17日(木)(必着)までに定山溪自然の村へ。(抽選)

豊平峡お食事パック

△電気バスと食事のセット。
①10月27日(日)までの8時45分～16時。ジנגスキャン 600円、きのこそば 200円。
△豊平峡(南区定山溪840) (598) 3452、HP

保養センター駒岡から

△パークゴルフ場冬季休業
①11月11日(月)～来年4月頃。
△年末年始の利用受け付け
①12月31日(火)～来年1月2日(木)の宿泊利用を特別料金で受け付けます。
②12月31日(火)～来年1月1日(祝)往復はがきの上欄必要事項と宿泊希望日、人数を記入し、10月31日(木)(消印有効)まで。(抽選) 来年1月2日(木) 10月11日(金)から。(先着)

△申込先 保養センター駒岡(〒005-0861南区真駒内600) (583) 8553



おかね学習フェスタ

△クイズや貯金箱作りなど。

①10月14日(祝)10時～17時。所対かでの2・7(中央区北2西7)。親子など。
△消費者センター(211)2245、HP

ワーキング・マタニティスクール

△妊娠中の健康管理など。
①11月9日(土)、来年1月19日(日)、3月8日(土)13時～15時30分。
△エルプラザ(15階)。
△働きながら出産・育児を希望する初妊婦と配偶者各72人を記入し、10月11日(金)から母子衛生研究会(233)5977、FAX(233)5988、E:hokkaido@meff.info)へ。(先着)

滝野自然学園催し

△①たぎの森のようちえん
△②森のレストラン遊び
△③森づくり。
④Aは10月23日(木)、Bは11月13日(木)。いずれも10時～14時。
△2歳以上の未就学児と保護者各20組。
①1組千800円。1人追加ごとに大人500円、子ども300円。
△②たぎの森のがっこう
△③間伐材で焼き炭作り。

④11月9日(土)～10日(日)。
△小学1年～3年20人、4年～6年20人。
⑤1万3千円。

※①②の△はがきの上欄必要事項(氏名、年齢は参加者全員)を記入し、①Aは10月16日(木)、①Bは11月6日(木)、②は10月25日(金)(いずれも必着)まで。(抽選)HP

子育て支援総合センター催し

△あそびのほけつと
△親子でのふれあい遊びなど。
①10月24日(木)10時～11時。
△6カ月～11カ月の子と保護者で未受講の方16組。
②10月16日(木)から。(先着)
△子育て支援推進のついで
③11月6日(木)12時～16時。
△ワークショップ、映画ほか。
④11月6日(木)12時～16時。所かでの2・7(中央区北2西7)。

児童手当・特例給付

△子育て支援者や保護者50人。
①10月11日(金)から。(先着)。
△児童希望者は同時に申し込み(先着15人)。
△父親向け講座
△新聞紙などを使った遊び。
①11月17日(日)10時30分～12時。
△2歳～3歳の子と父親12組。
②11月1日(金)から。(先着)

△申込先 子育て支援総合センター(中央区南3西7) (208) 7961
△児童手当・特例給付
中学校修了前までの児童を養育している方に児童手当を